

(仮称)大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例(素案)に対する大田区区民意見公募手続  
(パブリックコメント)の実施結果について

提出されたご意見の要旨とそれに対する区の考え方

No.	分野	ご意見の要旨	ご意見に対する区の考え方
全般に関する意見			
1	全般	手話言語の何についての条例なのか分かりづらい。「手話言語の普及」又は「手話言語の理解促進」とすべきである。	ご意見につきましては、参考とさせていただきます。
2	全般	「大田区手話言語及び障害者の意思疎通」の記載について、「及び」を「と」にしてほしい。	条例の記載は他の条例との統一性等も考慮して作成しております。
3	全般	「手話言語条例」単独で制定してほしい。 【同様の意見が他に2件】	障がいの態様は様々であり、障がい特性に応じた手段による意思疎通の支援を必要とするのは、聴覚障がいに限られるものではありません。手話が言語である認識を広めることは重要ですが、同時に、意思疎通の手段として有意義に活用されなければなりません。そのため、手話だけでなく、様々な意思疎通手段の利用等に関する取組みを推進していく必要があり、「手話言語」と「障害者の意思疎通」を一つの条例とすることとしております。
4	全般	手話に関する条例(「手話言語条例」など)で手話について明記した上で、「意思疎通に関する条例」を検討してほしい。「手話言語条例」が制定されないのであれば、次の文言を訂正・追記してほしい。 ・前文中、「手話を使う人」を「ろう者」にしてほしい。 ・素案中、「促進する」「推進する」を「講じる」にしてほしい。実行につなげるために曖昧な文言は避けてほしい。 ・「3 定義」「(6) 合理的配慮」に、「手話」を追記してほしい。	障がいの態様は様々であり、障がい特性に応じた手段による意思疎通の支援を必要とするのは、聴覚障がいに限られるものではありません。そのため、手話だけでなく、様々な意思疎通手段の利用等に関する取組みを推進していく必要があり、「手話言語」と「障害者の意思疎通」を一つの条例とすることとしております。ご意見につきましては、参考とさせていただきます。
5	全般	「手話言語条例」は言語の選択権及び手話言語の発展に資する条例であり、情報の受け取りと発信機会の保証などを定める「コミュニケーション条例」とは別物である。別々の意味合いのある条例を一つにまとめるのは好ましくない。別々にすべきである。	手話は言語であり、独自の言語体系を有する文化的所産で、その歴史的背景も手話以外の意思疎通手段とは異なるところですが、意思疎通の手段として有意義に活用されることが必要です。また、障がいの特性にかかわらず意思疎通手段の利用等に関する取組みを広く推進していく必要があり、「手話言語」と、その他の「障害者の意思疎通」を一つの条例とすることとしております。手話を含む障がい者の意思疎通手段には様々なものがあることを広く区民及び事業者に知っていただくとともに、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に寄与することを目的として制定してまいります。
6	全般	手話言語と障害者の意思疎通を1つの条例とするなら、「手話言語の理解の促進及び普及」「障害者の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進」を2つの条文としてほしい。	ご意見につきましては、参考とさせていただきます。

7	全般	<p>条例の中に「手話を使用する人たちにとって、医療・教育・災害の場等を含む日常生活において社会的障壁(障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。)のない社会を実現する必要があること」を明記してほしい。</p> <p>【同様の意見が他に2件】</p>	<p>ご意見につきましては、参考とさせていただきます。様々な場面で障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段が利用できることが重要と考えております。具体的な取組みは各施策の中で進めてまいります。</p>
8	全般	<p>条例付則に、「この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。」を設けてほしい。</p> <p>【同様の意見が他に5件】</p>	<p>条例の施行後の状況を勘案し、必要に応じて見直しを図ってまいります。</p>
9	全般	<p>「手話が言語であることの理解を促進する」点において、誰の理解を促進するのが文言上明確でない。「区民及び事業者への理解促進」と明確にすべきものと理解する。(前文3段落目、第1条、第3条)</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、前文に「区民及び事業者への」という文言を追記いたします。</p>
10	全般	<p>「手話が言語であることの理解を促進する」「手話の普及」「特性に応じた多様な意思疎通手段の利用を促進する」の一部が文言上漏れている箇所がある。この3つは、セットで規定されるものと理解する。(前文3段落目、第1条)</p>	<p>意思疎通手段は手話を含むものであり、手話の普及は、障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の選択の機会の確保に包含されるものと考えております。</p>
11	全般	<p>言語である手話を「意思疎通」として扱うことに抵抗がある。人は平等で権利があり、言語権も存在する。ろう者にとって、言語権の保証は、「手話」を保証すること。手話が言語であることを理解・促進させることを目的とするならば、手話については、「言語権」として扱ってほしい。</p>	<p>この条例は、前文において、手話が言語であることを説明し、その理解を促進することを目的としております。また、手話を使う人には様々な背景があり、この条例では、手話を使って日常生活を送っている人々全体を含めています。</p>
12	全般	<p>技術が未熟な手話通訳者の場合、読み取りができていないことがある。言語権を保障するためにも、ろう者が手話通訳者の交代を要求できる権利が必要だと考える。条例に明記してほしい。</p>	<p>区では、手話通訳者の養成に向け、取組みを実施しております。この条例は障がいの有無に関わらず、相互理解を目的として、区や区民、事業者の役割や施策推進の際の基本的な理念や考え方を定めることとしています。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
13	全般	<p>ろう手話通訳者(ろう者が手話通訳を担う。聞こえる手話通訳者とペアになって通訳する。)を養成する必要がある。海外では一般的である。日本でも制度化してほしい。条例に明記してほしい。</p>	<p>区では、手話通訳者の養成に向け、取組みを実施しております。この条例は障がいの有無に関わらず、相互理解を目的として、区や区民、事業者の役割や施策推進の際の基本的な理念や考え方を定めることとしています。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
14	全般	<p>「手話を言語としている人」いわゆる「ろう者」とは何か、何を必要としているのか、手話以外でどうしたら意思疎通を図れるのかを区民に知ってもらうことを条例の目的の一つと考えてほしい。</p>	<p>この条例は、手話が言語であることの理解を促進するとともに、それぞれの障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の利用を促進することにより、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指して制定するものです。意思疎通手段等について、本条例の趣旨と併せて区民等に周知してまいります。</p>
15	全般	<p>関係法令として、障害者差別解消法、障害者差別解消条例、手話講習会規則、手話通訳に関する規則などを掲載してはどうか。本条例を見る過程で、これらの情報を得ることができる。</p>	<p>この条例は障がいの有無に関わらず、相互理解を目的として、区や区民、事業者の役割や施策推進の際の基本的な理念や考え方を定めることとしています。ご意見につきましては、参考とさせていただきます。</p>

16	全般	手話を一つの言語として認め、尊重してください。 【同様の意見が他に1件】	前文や基本理念等において、「手話が言語であること」を明記しています。この条例を制定することで、その理解が促進されると考えております。
17	全般	公共施設で手話通訳が使えるようにしてほしい。	区では、障がい者総合サポートセンターに手話通訳派遣センターを設置し、手話通訳者の派遣を実施するとともに、大田区役所及び区内4か所にある地域庁舎において、タブレット端末による遠隔手話通訳を実施しております。この条例をきっかけに多くの施設で多様な意思疎通手段が利用できるよう努めてまいります。
18	全般	中途失聴者、難聴者は第一言語が「日本語」、ろう者は第一言語が「手話」である。手話ができる環境を保障してほしい。	手話を使う人には様々な背景があり、この条例では、手話を使って日常生活を送っている人々全体を含めています。様々な場所でそれぞれの障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段が利用できる社会を実現するため、この条例を制定してまいります。
前文に関する意見			
19	前文	「手話」と「言語」の関係性を理解していただくため、「手話は、障害者の権利に関する条約の批准や障害者基本法により、音声言語である日本語と同様に、耳が聞こえない、聞こえづらいろう者が意思疎通の手段として使う非音声の言語として位置づけられた。」のような概念の説明を加えてほしい。 【同様の意見が他に1件】	ご意見の趣旨を踏まえ、前文に「非音声の」という文言を追記いたします。手話の概念等については、本条例の趣旨と併せて区民等に周知してまいります。
20	前文	「手話を使う人」を、「聴覚障害者」にしてほしい。	ご意見につきましては、参考とさせていただきます。
21	前文	「手話を使う人」は曖昧過ぎて理解しづらい。「ろう者」と記載できなければ、「聴覚障害者」とすれば、難聴者、中途失聴者も含まれるのではないか。	ご意見の趣旨を踏まえ、前文の「手話を使う人」を「ろう者及び手話を必要としている人」という文言に変更するとともに、「手話を必要としている人」の定義を追加いたします。
22	前文	「手話を使う人」は、換言すれば、「聞こえない人、聞こえにくい人」ということであれば、そのような文言が相応しい。手話を言語として必要とする人が誰であるかを明記することで、手話が「聞こえない人、聞こえにくい人」としての「言語」であることが、条例の名宛人に訴求されるのではないか。	ご意見の趣旨を踏まえ、前文の「手話を使う人」を「ろう者及び手話を必要としている人」という文言に変更するとともに、「手話を必要としている人」の定義を追加いたします。
23	前文	「手話を使う人」について。手話を言語として使用している「ろう者」又は「手話を言語として使用している人」と表記すべきである。 【同様の意見が他に4件】	ご意見の趣旨を踏まえ、前文の「手話を使う人」を「ろう者及び手話を必要としている人」という文言に変更いたします。
24	前文	「日常生活や社会生活を営むために大切に」を、「日常生活や社会生活を営むために苦難の歴史と共に大切に」にしてほしい。	ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。この条例の制定や、今後の啓発の取組みを通じて、区民や事業者に、手話についての理解を深めていただくよう努めてまいります。
25	前文	「特にろう者にとっては、文化を創造し、生きるために不可欠なものとして大切に受け継がれてきた言語である。」を加えてほしい。	ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。この条例の制定や、今後の啓発の取組みを通じて、区民や事業者に、手話についての理解を深めていただくよう努めてまいります。
26	前文	「この条例が必要な理由として、手話が言語であることの認知、普及が進んでいないために、ろう者が現在もまだ不便な生活を強いられていること」を加えてほしい。	ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。この条例の制定や、今後の啓発の取組みを通じて、区民や事業者に、手話についての理解を深めていただくよう努めてまいります。

27	前文	「障害の特性」は、換言すれば、「聞こえの特性」ということであれば、そのような文言が相応しい。理由は、条例が広く区民に浸透されるためにも平易な文言が相応しいからである。また、「障害」の定義がない。本条例でいう「障害の特性」は「聞こえの特性」、「障害の有無にかかわらず」は「聞こえの違いにかかわらず／聞こえない、聞こえにくい、聞こえるにかかわらず」と言い換えれば成り立つ。	この条例は、手話を含む障がい者の意思疎通手段には様々なものがあることを広く区民及び事業者に知っていただき、その利用促進を目的としております。「障害」の定義については、「障害者」及び「社会的障壁」の定義に包含されるものと考えております。
目的に関する意見			
28	目的	「手話の使いやすい環境を構築することで、手話を使用する区民が、手話により自立した日常生活を営み、社会参加ができ心豊かに暮らせる地域を実現する。」を加えてほしい。	ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。様々な場面で障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段が利用できることが重要と考えます。具体的な取組みは各施策の中で進めてまいります。
29	目的	「目的 附則」として、「手話は言語です。ろう者にとって、これは当然の事実であり、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法にも定められています。しかしながら、その普及は進んでおらず、手話を言語として日常生活をおくるものは、まだ不自由な生活を強いられています。」を加えてほしい。	ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。この条例の制定や、今後の啓発の取組みを通じて、区民や事業者に、手話についての理解を深めていただくよう努めてまいります。
定義に関する意見			
30	定義	「(1)障害者」中の「身体障害」の前に、「障害(ろう者、視力、肢体、など)」を入れてほしい。	「障害者」の定義については、「障害者基本法」における用語の定義を用いております。
31	定義	「(1)障害者」中、「その他心身の機能の障害」について。「高次脳機能障害や難治性疾患」等、対象者を明確にすべきである。	「障害者」の定義については、「障害者基本法」における用語の定義を用いております。
32	定義	「(1)障害者」中、「相当な」を、「不当な」にしてほしい。	「障害者」の定義については、「障害者基本法」における用語の定義を用いております。
33	定義	「(2)社会的障壁」中、「事物、制度、慣行、観念」を、「事物、制度、慣行、観念、歴史」にしてほしい。	「社会的障壁」の定義については、「障害者基本法」における用語の定義を用いております。
34	定義	「(5)意思疎通手段」に、「空書、身振り、口話」を加えてほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、「空書」「口話」を追記いたします。
35	定義	「(5)意思疎通手段」について。「身振り、空書」を追記してほしい。ろう者と意思疎通を図ろうとするとき、手話を知らない場合、これらで簡単なコミュニケーションはとれる。	ご意見の趣旨を踏まえ、「空書」「口話」を追記いたします。
36	定義	「(5)意思疎通手段」について。言語である「手話」と、コミュニケーションツールである「道具」が併記されている。言語とツールは、分けて考えるべきです。別々の表記にしてほしい。	言語は意思疎通に不可欠なツールであり、言語である手話は、ツールの一つであると考えております。
37	定義	「(5)意思疎通手段」に、「手話通訳」の追記が必要である。「要約筆記」が規定されていることと比較して、明記が必要となる。 【同様の意見が他に1件】	ご意見の趣旨を踏まえ、「手話通訳」を追記いたします。
38	定義	「(5)意思疎通手段」中、「平易な表現」について。意思疎通を行うときの工夫であって、手段と言えるか。	工夫とは手段を見出すことであり、意思疎通を図るための平易な表現は、手段の一つであると考えております。
39	定義	「(5)意思疎通手段」中、「サイン」について。「ピクトグラム」を指しているのか。「絵図」、「記号」との違いは。	「サイン」は、ピクトグラムだけでなく、身振り等も指しております。「絵図」は、事柄や状況を絵や図に書き表すこと、「記号」は、特定の内容を表す文字、符号、標章等を指しております。

40	定義	「(5)意思疎通手段」中、「意思伝達機器」について。何を指しているのか。他の具体的な記載に比して漠然とした印象を受ける。	磁気式のメモボード、簡易な白板や携帯用会話補助装置等、意思疎通支援ツールの総称を指しております。
41	定義	「(5)意思疎通手段」中、「その他の障害者」は、本条例の文脈でいえば、「その他の聞こえない人や聞こえにくい人」とするのが合理的である。(1)の「障害者」の意味が、ここでは当てはまらない。本条例の目的が前文にいう「大田区は、手話が言語であることを～地域社会の実現を目指す」ところにあるのであれば、前述のとおりとするのが合理的である。	障がいの態様は様々であり、障がい特性に応じた手段による意思疎通の支援を必要とするのは、聴覚障がいに限られるものではないとの考えに基づいた記載にしております。
42	定義	「(6)合理的配慮」について。次を定義としてほしい。①ろう者が日常生活・社会生活(医療、教育、災害を含む)の場で、その他の人々と対等に情報を得ることができるよう保証する。②その他の障害者において、その障害特性に合わせた配慮を保証する。	「合理的配慮」の定義については、「障害者の権利に関する条約」における用語の定義を用いております。様々な場面でそれぞれの障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段が利用できる地域社会を実現するため、この条例を制定したいと考えております。
43	定義	「(6)合理的配慮」について。障害者権利条約の文言をそのまま記載するのではなく、区民に理解されるよう、わかりやすい文言にした方がよい。	条例の記載は他の条例との統一性等も考慮して作成しております。条例の内容については、今後行っていく予定の啓発事業等の中で分かりやすい説明となるよう努めてまいります。
44	定義	「ろう者 手話を言語として日常生活・社会生活を営む者」を加えてほしい。 【同様の意見が他に4件】	ご意見の趣旨を踏まえ、ろう者の定義を追加いたします。
45	定義	「言語 音声言語及び手話その他の非音声言語」を加えてほしい。	前文や基本理念等において、「手話が言語であること」を明記しています。また、定義規定は、その条例に使用される用語の意義を明確にし、解釈上の疑義を生じさせないために設けるものです。このため、解釈上の疑義が問題となることがない言葉については、定義規定を設ける必要がないと考えております。
基本理念に関する意見			
46	基本理念	(2)中、「障害のある人もない人も」は、本条例の文脈でいえば、「聞こえない人、聞こえにくい人、聞こえる人」となるのではないかと。手話を必要としている人が誰であるかを明記し、そのうえで、聞こえる・聞こえない関係なく、相互に理解することを明らかにすることが必要である。「障害」の意味が抽象的であると、条例の実効性がなくなるとも考える。	この条例は、手話を含む障がい者の意思疎通手段には様々なものがあることを広く区民及び事業者を知っていただき、その利用の促進を目的としております。「障害」の定義については、「障害者」及び「社会的障壁」の定義に包含されるものと考えております。
47	基本理念	(3)に、「医療、教育、災害の場を含む日常生活・社会生活の場において」を加えてほしい。	ご意見につきましては、参考とさせていただきます。様々な場面で障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段が利用できることが重要と考えます。具体的な取組みは各施策の中で進めてまいります。
48	基本理念	(3)中、「の機会の確保」を削除してほしい。	ご意見につきましては、参考とさせていただきます。
区の責務に関する意見			
49	区の責務	「手話の普及」に、「検討、調査・研究」を加えてほしい。手話は、使う世代、年齢によって異なる。手話の普及のためには、手話の検討、調査・研究が欠かせない。	ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

50	区の責務	意思疎通支援者の育成施策を講ずべきである。意思疎通支援者には、手話通訳者のみならず、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう者向け通訳者を含む。また、知的障害や発達障害者に対する意思疎通支援者の育成にも力を注ぐべきである。 【同様の意見が他に2件】	この条例は障がいの有無に関わらず、相互理解を目的として、区や区民、事業者の役割や施策推進の際の基本的な理念や考え方を定めることとしています。それぞれの障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の利用を促進するためには、意思疎通支援を担う人材の育成が不可欠と考えております。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
51	区の責務	災害時の避難情報、避難所での意思疎通に関わる施策は不可欠である。早急に対策を。	災害時の情報発信や支援は大変重要なものと認識しており、具体的な施策については、引き続き検討してまいります。
52	区の責務	「(4)施策に関し、区の職員が率先して行動できるよう、職員の育成に努めるものとする。」を加えてほしい。 【同様の意見が他に1件】	この条例の目的の達成を目指すために、区職員が率先して障がいのある方に対する理解を深めるよう努めてまいります。
53	区の責務	「医療、教育、災害の場等を含め、地域社会において、言語としての手話を使いやすくする様々な取組を進めるための環境の実現に寄与するよう努める。」「区は緊急時及び発生時においても、障害の特性に応じ多様な意思疎通手段が使用される地域共生社会の実現に向けた取組を行うものとする。」としてほしい。 【同様の意見が他に1件】	ご意見につきましては、参考とさせていただきます。様々な場面で障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段が利用できることが重要と考えます。具体的な取組みは各施策の中で進めてまいります。
54	区の責務	第1項の柱書の「施策」として、(1)理解促進と普及の具体策、(2)利用促進に関する具体策は何になるのか。限定列挙である必要はないが、過去の事例を踏まえて、例示列挙は必要と考える。	ご意見につきましては、参考とさせていただきます。障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するためには、障がいの特性に応じた意思疎通や情報の取得、利用、発信ができる環境を整えることが必要であると考えております。条例の制定と併せて、具体的な施策についても検討を進めてまいります。
55	区の責務	後段は、第2項の位置づけであれば、冒頭に「2」を明記すべき。(3)の続きと読めしまうと、意味が変わってしまうおそれがある。	素案については、パブリックコメント用に条例の形式を一部省略しております。条例案とした際は、第2項の位置づけとして、冒頭に「2」を記載した形となります。
区民の役割に関する意見			
56	区民の役割	「日常生活において、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を利用できるように努めるとともに、緊急時及び災害発生時においても、共助の理念に基づき、当該意思疎通手段を利用するよう努めるものとする。」にしてほしい。	ご意見につきましては、参考とさせていただきます。様々な場面で障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段が利用できることが重要と考えます。具体的な取組みは各施策の中で進めてまいります。
57	区民の役割	「障害者の意思疎通に関する理解」を、「手話が言語であること及び障害者の意思疎通に関する理解」としてほしい。 【同様の意見が他に2件】	ご意見の趣旨を踏まえ、「手話が言語であること」という文言を追記いたします。
58	区民の役割	「障害者の意思疎通に関する理解」について。「障害者の意思疎通に関する理解」のみではなく、本条例の趣旨に立ち返ると「手話が言語であることの理解及び聞こえの特性に応じた多様な意思疎通に関する理解を深める」となるのではないかと。	この条例は、手話を含む障がい者の意思疎通手段には様々なものがあることを広く区民等に知っていただくとともに、その利用の促進を目的としており、条例の対象について聴覚障がい者に限定するものではありません。

59	区民の役割	「区民の役割」を、「区民の責務」とし、その内容を、「医療、教育、災害の場等を含め、地域社会において、言語としての手話を使いやすくする様々な取組を進めるための環境の実現に寄与するよう努める。」としてほしい。	条例の文言については、パブリックコメントの他、障がい者団体等からもご意見をいただいております。様々な場面でそれぞれの障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段が利用できる地域社会を実現するため、この条例を制定してまいります。
事業者の役割に関する意見			
60	事業者の役割	「障害者の意思疎通に関する理解」を、「手話が言語であること及び障害者の意思疎通に関する理解」としてほしい。 【同様の意見が他に3件】	ご意見の趣旨を踏まえ、「手話が言語であること」という文言を追記いたします。
61	事業者の役割	東京都差別解消条例では、民間事業者の合理的配慮の提供は義務になっている。「合理的配慮をするよう努めるものとする」では、整合性がとれない。 【同様の意見が他に1件】	条例の趣旨等が周知啓発される過程で、事業者の自発的な取組を促進したく、その役割を記載しております。「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」第7条第2項は、障害者からの社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明等、いくつかの前提条件の下で成り立つ義務規定であり、本条例との齟齬は生じていないと考えております。
委任に関する意見			
62	委任	第7条は、区長の裁量によるものと読めるが、その意図か。本条例の施行に関する必要事項は、区長の専管事項になじまないと考える。むしろ、「4 区の責務」等について、相談窓口や苦情相談対応窓口、調整委員会(東京都障害者差別解消条例を参照)への言及が必要である。	区が定めた条例に関し、その所管すべき事項を下位の法令に委任することができるのは区長となります。苦情相談等については、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」の趣旨に沿った対応をしております。
その他意見			
63	条例の検討過程	手話は言語であると明記する以上、条例検討に言語学の専門家の参加は不可欠である。	手話が言語であるとの理解を促進するとともに、それぞれの障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の利用を促進するために、この条例を制定してまいります。条例の検討にあたっては、パブリックコメントの他、障がい者団体等からのご意見をいただいております。
64	条例の検討過程	ろう者には手話による条例案が用意されるべきである。条例案を手話で表した動画をホームページに掲載することを求める。それがなされないのはろう者差別と言えるのではないか。また、意見募集期間を延長すべきと考える。	区民意見等の募集の際には、聴覚に障がいのある方に対し、窓口における手話通訳等を介した対応もいたしました。パブリックコメントの意見募集は、大田区区民意見公募手続実施要綱に基づく期間で実施しており、意見募集期間の延長はいたしません。
65	条例の検討過程	条例作成には、十分な討議・検討が必要である。拙速になされるべきではない。他地域に恥じない、誇れる条例を制定するため、十分な時間をかけての検討を求める。 【同様の意見が他に1件】	パブリックコメントのほか、障害者団体や有識者等からもご意見をいただきながら、条例の制定を進めてまいります。